

## 河合橋デザイン検討会議設置要綱

平成 29 年 9 月 8 日決定

### (趣旨)

第 1 条 河合橋は、鴨川風致地区の鴨川と高野川の合流地点である鴨川デルタに位置し、京都を代表する景観を形成している。これを踏まえ、同橋の補修事業において、専門的見地及び市民の立場から幅広い意見や助言を求め、文化首都・京都にふさわしい、景観に調和したデザインとなるよう整備を行うことを目的として、河合橋デザイン検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (会議の役割)

第 2 条 会議は、河合橋の次の各号に掲げる事項について、意見を交換し、必要に応じて意見を述べ、助言を行うものとする。

- (1) 河合橋補修事業における道路施設のデザイン
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の趣旨に合致し、かつ、市長が必要と認める事項

### (組織及び委員の任期)

第 3 条 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。

2 委員の任期は、依頼の日から会議の目的が達成されるまでとする。

### (議長の指名等)

第 4 条 市長は、委員のうちから会議の議長を指名する。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議の招集及び議事)

第 5 条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議の進行を行う。

### (会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開する。

2 前項の規定に関わらず、議長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第 7 条に規定する「非公開情報」をいう。）が公になると認めた場合、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### (事務局)

第 7 条 会議の事務局は、京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課に置く。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、所管局長が定める。

### 附 則

#### (実施期日)

この要綱は、決定の日から実施する。